



佐賀県公報

平成20年
2月29日
(金曜日)
第 13024号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

田 次

規 則

◎佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則

(五・私学文化課) 一

告 示

○都市計画の決定
(八一・まちづくり推進課) 二

○都市計画の変更
(八二・" ") 二

○都市計画の変更
(八三・" ") 二

○" " (八四・" ") 三

○道路の区域の変更
(八五・" ") 三

○道路の区域の変更
(八六・道 路 課) 三

公 告

○佐賀県情報系ネットワーク機器設備の借入れに係る一般競争入札
(情報・業務改革課) 四

○大規模小売店舗の変更に関する公示
(商 工 課) 七

○佐賀都市計画道路西寺井三重線及び下古賀嘉瀬町線並びに川副都市計画道路福富南里線の環境影響評価書の縦覧
(まちづくり推進課) 五

訓 令 申

○佐賀県公用用地の取得に伴う損失補償規程の一部改正
(一・土地対策課) 六

公布された規則のあいだ

○佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則(規則第五号)

1 学校教育法等の一部が改正されたことに伴い、引用条項を改めたところた。

2 ハ)の規則は、公布の日から施行する」とした。
佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則をハ)に公布する。
平成二十年二月二十九日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五号

佐賀県私立学校等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県私立学校等に関する規則(平成十四年佐賀県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第八十二条の八第一項」を「第一百三十条第一項」に、「第八十二条の十一第一項」を「第一百三十二条第一項」に、「第八十二条の九」を

「第一百三十二条」に改め、同条第二項中「第八十二条の八」を「第一百三十条」に改める。

第七条中「第八十三条第一項」を「第一百三十四条第一項」に改める。
様式第一号から様式第四号までの規定中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」、「第83条第2項」を「第134条第2項」に改める。
様式第五号及び様式第六号中「第83条第2項」を「第134条第2項」に改める。

様式第七号中「第82条の8第1項」を「第130条第1項」、「第83条第2項」を「第134条第2項」に改める。
様式第八号中「第83条第2項」を「第134条第2項」に改める。
様式第十一号中「第82条の11第1項」を「第133条第1項」、「第83条第2項」を「第134条第2項」に改める。
様式第十三号から様式第十五号までの規定中「第82条の9」を「第21条の」に改める。
様式第十八号、様式第十九号、様式第二十一号中「第82条の9」を「第131条」に改める。

様式第二十三号中「第82条の8」を「第130条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

● 佐賀県告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

川副都市計画道路 三・五・二号 川副線

二 都市計画を定める土地の区域

決定する部分 佐賀市川副町大字南里字二本谷、字西南里、字三本谷、字

一本杉、字五本松、字一本柳、字三本柳及び字四本谷

● 佐賀県告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 都市計画の種類

佐賀都市計画道路 三・四・六号 佐賀駅下古賀線

三・三・三十号 与賀町鹿子線

三・五・六十三号 中原十五線

二 都市計画を定める土地の区域

(一) 三・四・六号 佐賀駅下古賀線

追加する部分 佐賀市本庄町大字袋字一本柳、字三本松、字五本松及び
字二本松並びに大字末次字二本杉、字三本杉、字三本松、
字末次、字八田、字満穴及び字中島並びに東与賀町大字下
進課において縦覧に供する。

古賀字五本谷及び字一本杉

平成二十年二月二十九日

佐賀県知事 古川

康

一 都市計画の種類

(二) 三・三・三十号 与賀町鹿子線

削除する部分 なし

川副都市計画道路 一・四・一号 福富南里線
二 都市計画を定める土地の区域
決定する部分 佐賀市川副町大字福富字一本松、字二本松、字三本松、字
二本黒木、字二本谷及び字米納津並びに大字南里字三本松、
字三本谷、字二本柳、字四本谷、字二本槲、字三本槲及び字
四本柳

字三本谷、字二本柳、字四本谷、字二本槲、字三本槲及び字
四本柳

追加する部分 佐賀市本庄町大字本庄字三本黒木、字四本黒木、字五本
黒木、大字正里字一本杉及び字正里並びに大字鹿子字四本

杉、字鹿子上及び字鹿子下並びに東与賀町大字田中字一本
松

削除する部分 佐賀市本庄町大字本庄字三本黒木、字三本杉及び字四本

黒木、大字正里字一本杉並びに大字鹿子字四本杉

(三) 三・五・六十三号 中原十五線

追加する部分 佐賀市嘉瀬町大字中原字三本松籠及び字一本杉籠並びに

大字十五字一本黒木籠、字一本谷籠及び字二本谷籠

削除する部分 なし

平成二十年二月二十九日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同

条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年二月二十九日から平成二十年三月二十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

佐賀県知事 古川康

字一本杉、字二本榎、字一本榎及び字実久並びに大字飯盛字
一本榎

●佐賀県告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同

条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

一 都市計画の種類

佐賀都市計画道路 一・四・一号 西寺井三重線

二 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 早津江川右岸（六キロ一〇〇メートル付近）並びに佐賀市

諸富町大字為重字茂佐衛門、字上下分及び字三重分並びに川副町大字早津江字二本松

平成二十年二月二十九日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第八十四号

都市計画の種類

佐賀都市計画道路 一・四・二号 下古賀嘉瀬町線

二 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 佐賀市本庄町大字鹿子字四本谷、字鹿子下、字一本杉及び字二本柳、西与賀町大字高太郎字高太郎一、字船津、字高太

郎一、字高太郎五、字二本杉、字四本柳、字船小屋及び字三本杉、嘉瀬町大字中原字五本黒木籠、字四本黒木籠及び字三本谷籠並びに大字十五字一本谷籠並びに東与賀町大字下古賀

本谷籠並びに大字十五字一本谷籠並びに東与賀町大字下古賀

道路の種類 及び路線名	通 路	監 理	の	区 域	変更前 後の別	署 名	延 期
	区	監	理	の	区	署	延
伊万里市脇田町守龍村[1K]17番[地先から]伊万里市脇田町守龍村[1K]18番[地先まで]	後	後	～	11区・○	11区・△	～	11区・△
伊万里市脇田町守龍村[1K]17番[地先から]伊万里市脇田町守龍村[1K]18番[地先まで]	前	前	～	11区・○	11区・○	～	11区・△

○ 公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成20年2月29日

收支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長　志　波　幸　男

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名 佐賀県情報系ネットワーク機器設備賃貸借契約

(2) 契約物品の仕様 入札説明書による。

(3) 費借期間 平成20年7月1日から平成25年6月30日まで(60か月)

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札参加者の資格に関する事項
入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 入札日の6か月前から入札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

- (6) 過去3年間に同種業務の実績があること。

- (7) 当該物品の納入後、保守サービスを提供することができる者であること。

3 入札手続きに関する事項

(1) 担当課

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県統括本部情報・業務改革課 ネットワーク担当(新行政棟5階)

電話 0952-25-7390

FAX 0952-25-7299

E-mail jouhou-gyoushu@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

ア 交付方法

佐賀県ホームページ(URL: <http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載

イ 交付期間

平成20年2月29日(金)から平成20年3月14日(金)まで

(3) 入札者に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに、別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで持参し、又は郵送すること。

イ 提出期限 平成20年3月14日(金)午後5時

(郵送の場合は、書留郵便により上記提出期限までに必着のこと。)

(4) 入札参加資格の確認

3の(3)で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定する。
なお、入札参加資格の確認結果は、平成20年3月21日(金)までに通知する。

また、通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を平成20年3月28日(金)までに3の(1)の担当課に書面で請求することができる。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかの場合に該当することとなつたときは、入札者の資格を失うものとする。

- ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。
- ウ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき。
- エ その他本件賃貸借契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成20年4月11日(金)午前10時30分

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

イ 佐賀県庁新行政棟92号会議室(新行政棟9階)

ウ 入札方法 持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、平成20年4月10日(木)までに必着とする。

(7) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積る契約

金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。ただし、規則第103条第3項第1号に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約締結の際に、予定額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、規則第115条第3項第1号に該当するときは納付を免除する。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行つた入札は無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行つた者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを作出した者
- エ 入札保証金が上記3の(7)に規定する金額に達しない者
- オ 一人で二以上の入札をした者
- カ 代理人でその資格のないもの
- キ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(9) 入札方法に関する事項

入札金額は、機器本体及び搬入設置費用、機器設定、現機器の撤去費等の総額で行うこと。

また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の105を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(10) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換又は撤回することはできない。

	<p>(ii) 入札の中止</p> <p>天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができない場合は、これを中止する。</p> <p>(2) 落札者の決定方法</p> <p>ア 本調達契約にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者であつて予定価格の105分の100を乗じて得た額の範囲内で最も低い価格をもつて申し込みをしたものと契約の相手方とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(3) 再度入札に関する事項</p> <p>各人の入札のうち予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。</p> <p>再度入札は3回までとし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者の中、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。</p> <p>(4) 契約条項を示す場所</p> <p>3の(1)に同じ</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続、契約の履行に用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 契約書の作成の要否</p> <p>要</p> <p>(3) 入札に参加する者は、参加に当たつて知り得た個人情報、事業者の情報 その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。</p> <p>(4) 談合情報があつた場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべて</p>	<p>を公表することがある。</p> <p>(5) 談合情報などおりの開札結果となつた場合は談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。</p> <p>(6) 本入札について、平成20年（平成19年度）2月議会において当該業務の予算が成立しない場合は、中止する。</p> <p>(7) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の定めるところによる。</p> <p>(8) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>
	<p>5 Summary</p> <p>(1) Subject Matter of the Contract :</p> <p>Letting and hiring of equipment of Saga Pref. information system network.</p> <p>(2) Fulfillment Period :</p> <p>From day of the contract to June 30, 2013</p> <p>(3) Bid Description Posting Date</p> <p>Download from the Saga Prefecture Website at http://www.pref.saga.lg.jp/ (Available February 29, 2008 to March 14, 2008).</p> <p>(4) Date and Time for Opening Bids and Tenders :</p> <p>The tenders meeting will begin promptly at 10:30 a.m. on April 11, 2008.</p> <p>If sending the tenders by mail, they must be sent by registered post and received by April 10, 2008.</p> <p>The meeting for the opening bids will begin promptly at 10:30</p>	

a.m. on April 11, 2008.

(5) For More Information, Contact :

Information and Operations Improvement Division, General Management Headquarters, Saga Prefectural Government 1-1-59
Jonai, Saga City, Saga Prefecture, Japan 840-8570
Tel 0952-25-7390 Fax 0952-25-7299

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覽に供します。

平成20年2月29日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

モラージュ佐賀[®]

佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島二本松749番2 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

① 株式会社九州西友

代表取締役社長 中村一夫

福岡県福岡市中央区平尾二丁目20番35号

② 株式会社ミスター・マックス

代表取締役社長 平野能章

福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号

③ 株式会社チヨダ

代表取締役社長 船橋政男
東京都杉並区成田東四丁目39番8号

④ 株式会社ファイブフォックス
代表取締役社長 上田 稔夫

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号
株式会社ミズ

代表取締役 溝上 泰弘

佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目1番11号

⑥ 株式会社レディースニューヨーカー
取締役社長 上条 浩之

東京都千代田区二番町3番地4 T&G麹町ビル1階

⑦ 株式会社イーストボーテ
代表取締役 小林考是

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目8番3号

⑧ 株式会社アゲイン
代表取締役 遠藤清

東京都台東区台東四丁目31番5号

⑨ 株式会社サダメツ
代表取締役 貞松隆弥

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目12番5号

⑩ 株式会社ゾーケ
代表取締役 士井素直

福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号 SKビル6階

⑪ 株式会社サロンモード
代表取締役 山口健次郎

佐賀県鹿島市スカイロード商店街

⑫ 株式会社スールはま

- ⑯ 代表取締役 川内野 勝彦
佐賀県佐賀市唐人一丁目5番41号
- ⑰ 株式会社ニシムラ
代表取締役 西村 純一
佐賀県佐賀市吳服元町二丁目20番
- ⑱ 株式会社ワールド
代表取締役社長 寺井 秀蔵
兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1
- ⑲ 有限会社アンシャンテ
代表取締役 松永 隆子
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島730番地
- ⑳ アイメディア株式会社
代表取締役社長 米又 敏嗣
広島県広島市東区光町一丁目10番19号
- ㉑ 株式会社まつや
代表取締役 松本 長康
長崎県大村市本町330番1号
- ㉒ トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社
代表取締役社長 吉越 浩一郎
東京都大田区平和島六丁目1番1号 東京流通センタービル
- ㉓ 中村 岩夫
佐賀県佐賀市白山二丁目7番
- ㉔ クレアーズ日本株式会社
代表取締役社長 高荷 隆
東京都中央区日本橋人形町一丁目1番11号
- ㉕ 代表取締役 花房 孝一
代表取締役 川内野 勝彦
大阪府大阪市淀川区三津屋中三丁目8番4号
- ㉖ 有限公司デビューカンパニー
代表取締役 原口 庄平
佐賀県佐賀市吳服元町6番8号
- ㉗ 有限公司アフリカ太郎
代表取締役 江見 芳治
岡山県岡山市田中105番102号
- ㉘ 株式会社東京デリカ
代表取締役 木山 茂年
東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号
- ㉙ 株式会社バスポート
代表取締役 水野 純
東京都品川区西五反田七丁目22番17号
- ㉚ 株式会社ジーンズ・カジュアルダン
代表取締役 伊達 儂
広島県庄原市西本町二丁目19番1号
- ㉛ 藤久株式会社
代表取締役 後藤 正巳
愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地
- ㉜ 株式会社ニューステップ
代表取締役 岩田 愛一郎
東京都中央区新川一丁目22番15号
- ㉝ 株式会社パレモ
代表取締役社長 中本 敏幸
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
- ㉞ 株式会社ハニーズ
代表取締役 江尻 義久

- 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番の1 代表取締役 室田 裕邦
 ③① 有限公司ワイズ 大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号
 代表取締役 山田 直紀
- 佐賀県杵島郡江北町大字八町604番地 ④① 株式会社セリア
 ③② 有限公司エフティーワールド 代表取締役社長 河合 宏光
- 代表取締役 関 三千雄 ④② 株式会社福岡金文堂
 熊本県熊本市武藏ヶ丘八丁目1番20号 代表取締役 山本 太一郎
- ③③ 服巻 昌信 福岡県福岡市中央区天神二丁目9番110号
 佐賀県佐賀市天佑二丁目7番5号 ④③ 株式会社ダノ
- ③④ 有限会社ボストモダン 代表取締役 伊達 儂
 代表取締役 重富 卓夫 広島県庄原市西本町二丁目19番1号
- 佐賀県佐賀市白山二丁目6番36号 ④④ 株式会社音光
 ③⑤ 川尻 聰 代表取締役 署田 廣江
- 福岡県春日市上広水705番地1号 広島県広島市西区横川新町13番24号
 ③⑥ 地球文化屋株式会社 ④⑤ 株式会社ビスク
- 代表取締役社長 秋田 泰史 福岡県福岡市中央区天神三丁目4番7号
 福岡県福岡市東区多の津二丁目6番4号 ④⑥ 株式会社ヴィレッジアンガードコードボーレーシヨン
 ③⑦ 株式会社サンリオ 代表取締役 菊地 敬一
 代表取締役社長 辻 信太郎 愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鷗田12番1号
 東京都品川区大崎一丁目6番1号 ④⑦ 株式会社イエローハット
 ③⑧ 有限公司ミルキー・ウェイ 代表取締役社長 鍵山 幸一郎
 代表取締役 鶴野 浩三 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
 佐賀県佐賀市白山二丁目7番1号 ④⑧ グローバルスポーツ株式会社
 ③⑨ 株式会社和真 代表取締役社長 早川 智典
 代表取締役 根岸 亨 福岡県福岡市博多区那珂三丁目17番30号
 東京都北区赤羽南一丁目9番11号 赤羽南ビル5・6階 ④⑨ ナイガイアパレル株式会社
 ④⑩ 株式会社ペリカン

⑤0	株式会社ノースアイランド 代表取締役 北島 利彦 長崎県長崎市川口町13番1号	取締役社長 浅井 澪 東京都台東区柳橋二丁目19番6号	代表取締役社長 高井 俊夫 東京都豊島区南大塚三丁目32番1号 大塚S&Sビル
⑤1	株式会社ニチメンインフィニティ 代表取締役社長 吉浦 研太郎 大阪府箕面市船場東三丁目2番16号	代表取締役 北島 利彦 長崎県長崎市川口町13番1号	株式会社立花屋 代表取締役 笠井 俊生 福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号
⑤2	株式会社クリニヤンクール 代表取締役 田中 貢 石川県かくほ市宇野気チ118番地	代表取締役 北島 利彦 長崎県長崎市川口町13番1号	株式会社オングワード櫻山 代表取締役 上村 茂 東京都中央区日本橋三丁目10番5号
⑤3	有限会社ベベ 代表取締役 薙野 武男 佐賀県鳥栖市本鳥栖町537番1-2	代表取締役 田中 貢 石川県かくほ市宇野気チ118番地	株式会社まつや 代表取締役 松本 長康 長崎県大村市本町330番1号
⑤4	株式会社カグロックス 代表取締役 鐘ヶ江 洋一 福岡県大川市郷原361番地	代表取締役 薙野 武男 佐賀県鳥栖市本鳥栖町537番1-2	丸高衣料株式会社 代表取締役 榎金 洋二 大阪府大阪市中央区玉造二丁目8番3号
⑤5	株式会社スペッチオ 代表取締役社長 関根 準 東京都墨田区駒場三丁目3番22号 アルヴェール松涛	株式会社カグロックス 代表取締役 鐘ヶ江 洋一 福岡県大川市郷原361番地	株式会社ファンワークス 代表取締役 笠松 文雄 東京都品川区西五反田七丁目22番17号 TOCビル7階
⑤6	シルクバード株式会社 代表取締役 中島 寛毅 東京都港区南青山二丁目3番4号パークビューラー南青山3階	株式会社スペッチオ 代表取締役社長 関根 準 東京都墨田区駒場三丁目3番22号 アルヴェール松涛	株式会社キムラタン 代表取締役社長 川床 博 兵庫県神戸市中央区小野柄四丁目1番22号
⑤7	株式会社キング 取締役社長 山田 幸雄 大阪府吹田市豊津町一丁目7番	シルクバード株式会社 代表取締役 中島 寛毅 東京都港区南青山二丁目3番4号パークビューラー南青山3階	キンバレー株式会社 代表取締役 丸山 雅史 東京都新宿区住吉町八丁目12番
⑤8	株式会社ケアンドコミュニケーション 代表取締役 井上 吉男	株式会社キング 取締役社長 山田 幸雄 大阪府吹田市豊津町一丁目7番	池田 祐介 佐賀県佐賀市高木瀬西一丁目2番16号
⑤9		株式会社セルレ 代表取締役 井上 吉男	株式会社セルレ 代表取締役 井上 吉男

(68) 東京都新宿区四谷二丁目8番 コーポクローバー浜303 株式会社マルシェ 代表取締役社長 矢島 敏男	佐賀県佐賀市唐人一丁目2番12号 (変更後)
(69) 東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番8号 田源ビル3階 有限会社スクリメージ 代表取締役 角田 和輝	① 株式会社九州西友 代表取締役社長 野田 亨
(70) 長崎県平戸市川内町字宮崎1216番6 ライトオン株式会社 代表取締役 藤原 政博	② 株式会社ミスター・マックス 代表取締役社長 平野 能章
(71) 茨城県つくば市吾妻一丁目11番1号 有限会社フレンドシップパートナー 代表取締役 兼光 善明	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号 ③ 株式会社チヨダ 代表取締役社長 船橋 政男
(72) 大阪府大阪市西成区玉出西二丁目19番7号202 株式会社ハイブリッド販売 代表取締役 鍋田 陽二	東京都杉並区成田東四丁目39番8号 ④ 株式会社ファイブフォックス 代表取締役社長 上田 稔夫
(73) 福岡県宗像市東郷一丁目9番20号 株式会社アフレッシュ 代表取締役 松尾 竜史	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号 ⑤ 株式会社ミズ 代表取締役 溝上 泰弘
(74) 大阪府大阪市中央区南本町二丁目6番23号 株式会社リオチーン 代表取締役社長 横山 韶幸	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目1番11号 ⑥ 株式会社ニュー・ヨーカー 代表取締役社長 福井 勝光
(75) 愛知県名古屋市中区平和一丁目1番20号 リオ第3ビル3階 エルエイトレーディング株式会社 代表取締役社長 井上 正憲	東京都千代田区外神田三丁目1番16号 ⑦ 株式会社イーストボーティ 代表取締役 小林 考是
(76) 福岡県福岡市早良区藤崎二丁目10番10号 有限会社T-REX 代表取締役 高島 良道	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目8番3号 ⑧ 株式会社サダメツ 代表取締役 貞松 隆弥 東京都目黒区中目黒二丁目6番20号京急建設イマスビル2階 ⑨ 株式会社ブーケ

- | | | |
|-----------------|---------------------------|------------------------|
| ⑩ 株式会社サロンモード | 福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目5番6号 SKビル6階 | 佐賀県佐賀市白山二丁目7番地 |
| ⑪ 代表取締役 山口 健次郎 | 佐賀県鹿島市スカイロード商店街 | ⑯ 代表取締役 松原 隆 |
| ⑫ 株式会社スールはま | 佐賀県佐賀市唐人一丁目5番41号 | 東京都中央区日本橋人形町一丁目1番11号 |
| ⑬ 代表取締役 川内野 勝彦 | 佐賀県佐賀市二丁目5番1号 | ⑰ 代表取締役 花房 孝一 |
| ⑭ 株式会社ニシムラ | 佐賀県佐賀市吳服元町二丁目20番 | 大阪府大阪市淀川区三津屋中三丁目8番4号 |
| ⑮ 代表取締役 西村 純一 | 株式会社ワールド | ⑲ 有限会社デビューカンパニー |
| ⑯ 代表取締役社長 寺井 秀藏 | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1 | ⑳ 代表取締役 原口 荘平 |
| ⑰ 有限会社アンシャンテ | 佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島730番地 | 佐賀県佐賀市吳服元町6番8号 |
| ⑱ 代表取締役 松永 隆子 | アイメディア株式会社 | ⑳ 有限会社アフリカ太郎 |
| ⑲ 代表取締役社長 米又 幹扇 | 広島県広島市東区光町一丁目10番19号 | ⑳ 代表取締役 江見 いづみ |
| ⑳ 株式会社まつや | 長崎県大村市本町330番1号 | 岡山県岡山市田中105番102号 |
| ㉑ 代表取締役 松本 長康 | トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 | ㉒ 代表取締役 木山 茂年 |
| ㉒ 代表取締役社長 クリストマ | 代表取締役社長 クリストマ | ㉓ 代表取締役 東京デリカ |
| ㉓ 代表取締役社長 伊達 優 | 東京都品川区西五反田七丁目48番14号 | ㉔ 代表取締役 木山 茂年 |
| ㉔ 代表取締役 水野 純 | 東京都品川区西五反田七丁目22番17号 | ㉕ 代表取締役 水野 純 |
| ㉕ 代表取締役 伊達 優 | 株式会社ジーンズ・カジュアルダン | ㉖ 代表取締役 後藤 正巳 |
| ㉖ 代表取締役 岩田 愛一郎 | 広島県庄原市西本町二丁目19番1号 | ㉗ 愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地 |
| ㉗ 代表取締役 岩田 愛一郎 | 藤久株式会社 | ㉘ 株式会社ニューステップ |

東京都中央区新川一丁目22番15号	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号
②8 株式会社パレモ	③7 株式会社セリア
代表取締役社長 中本 敏幸	代表取締役社長 河合 宏光
愛知県稲沢市天池五反田町1番地	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
②9 株式会社ハニーズ	③8 株式会社福岡金文堂
代表取締役 江尻 義久	代表取締役 山本 太一郎
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番の1	福岡県福岡市中央区天神二丁目9番110号
③0 有限会社ワイス	③9 株式会社ダン
代表取締役 山田 直紀	代表取締役 伊達 優
佐賀県杵島郡江北町大字八町604番地	佐賀県庄原市西本町二丁目19番1号
③1 有限公司エフティーワールド	④0 株式会社音光
代表取締役 関 三千雄	代表取締役 岡田 廣江
熊本県熊本市武藏ヶ丘八丁目1番20号	広島県広島市西区横川新町13番24号
③2 有限公司ボストモダン	④1 株式会社ビスク
代表取締役 重富 卓夫	代表取締役社長 豊村 コツキ
佐賀県佐賀市白山二丁目6番36号	福岡県福岡市中央区天神三丁目4番7号
③3 地球文化屋株式会社	④2 株式会社ヴィレッジヴァンガードコードボーレーション
代表取締役社長 秋田 泰史	代表取締役 菊地 敬一
福岡県福岡市東区多の津二丁目6番4号	愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鷗田12番1号
③4 株式会社サンリオ	④3 株式会社イエローハット
代表取締役社長 辻 信太郎	代表取締役社長 鍵山 幸一郎
東京都品川区大崎一丁目6番1号	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
③5 株式会社和真	④4 グローバルスボーツ株式会社
代表取締役 根岸 亨	代表取締役社長 早川 智典
東京都北区赤羽南一丁目9番11号 赤羽南ビル5・6階	福岡県福岡市博多区那珂三丁目17番30号
③6 株式会社ペリカン	④5 ナイガイアパレル株式会社
代表取締役 室田 裕邦	取締役社長 浅井 潔

- ④6 東京都台東区柳橋二丁目19番6号 株式会社ノースアイランド
代表取締役 北島 利彦
長崎県長崎市川口町13番1号
- ④7 株式会社ニチメンインフィニティ
代表取締役社長 吉浦 研太郎
大阪府箕面市船場東三丁目2番16号
- ④8 株式会社クリニヤンクール
代表取締役 田中 貢
石川県かくほ市宇野気子118番地
- ④9 有限会社ベベ
代表取締役 雅野 武男
佐賀県鳥栖市本鳥栖町537番1-2
- ⑤0 株式会社カグロッタス
代表取締役 鐘ヶ江洋一
福岡県大川市郷原361番地
- ⑤1 株式会社スペッチオ
代表取締役社長 関根 準
東京都目黒区駒場三丁目3番22号 アルヴェール松涛
- ⑤2 シルクバード株式会社
代表取締役 中島 寛毅
東京都港区南青山二丁目3番4号パークビュー南青山3階
- ⑤3 株式会社キング
取締役社長 山田 幸雄
大阪府吹田市豊津町一丁目7番
- ⑤4 株式会社ケアンドコミュニケーション
代表取締役社長 高井 俊夫
東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番8号 田源ビル3階
- ⑤5 東京都豊島区南大塚三丁目32番1号 大塚S&Sビル
株式会社立花屋
代表取締役 笠井 俊生
福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号
- ⑤6 株式会社オンワード樫山
代表取締役 上村 茂
東京都中央区日本橋三丁目10番5号
- ⑤7 株式会社まつや
代表取締役 松本 長康
長崎県大村市本町330番1号
- ⑤8 丸高衣料株式会社
代表取締役 榎金 洋二
大阪府大阪市中央区玉造二丁目8番3号
- ⑤9 株式会社キムラタン
取締役社長 川床 博
兵庫県神戸市中央区小野柄四丁目1番22号
- ⑥0 キンバレー株式会社
代表取締役 丸山 雅史
東京都新宿区住吉町六丁目12番
- ⑥1 池田 祐介
佐賀県佐賀市高木瀬西一丁目2番16号
- ⑥2 株式会社セルレ
代表取締役 井上 吉男
大阪府大阪市北区豊崎三丁目19番3号
- ⑥3 株式会社マルシェ
代表取締役社長 矢島 敏男
東京都中央区日本橋堀留町二丁目3番8号 田源ビル3階

		平成20年2月18日
⑥④	有限会社スクリメージ 代表取締役 角田 和輝 長崎県平戸市川内町字宮崎1216番6号	3 関係書類の縦覧
⑥⑤	ライトオン株式会社 代表取締役 藤原 政博 茨城県つくば市吾妻一丁目11番1号	(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課
⑥⑥	有限公司フレンドシップパートナー 代表取締役 兼光 善明 大阪府大阪市西成区玉出西二丁目19番7号202	(2) 縦覧期間 平成20年2月29日から 平成20年6月28日まで
⑥⑧	株式会社アフレッシュ 代表取締役 松尾 竜史 大阪府大阪市中央区南本町二丁目6番23号	4 その他
⑥⑨	株式会社ハイブリッド販売 代表取締役 鍋田 陽二 福岡県宗像市東郷一丁目9番20号	法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。
⑦①	エルエイトレーディング株式会社 代表取締役社長 井上 正憲 福岡県福岡市早良区藤崎二丁目10番10号	環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第21条第2項の規定により佐賀都市計画道路西寺井三重線及び下古賀嘉瀬町線並びに川副都市計画道路福富南里線の環境影響評価書を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第27条の規定により、次のとおり公告します。 平成20年2月29日
⑦②	有限会社T-REX 代表取締役 高島 良道 佐賀県佐賀市唐人一丁目2番12号	1 都市計画決定権者 佐賀県知事 古川 康 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模 (1) 名称 ア 佐賀都市計画道路 西寺井三重線 イ 佐賀都市計画道路 下古賀嘉瀬町線 ウ 川副都市計画道路 福富南里線
(3)	変更の年月日 平成20年2月18日	2 届出年月日

平成20年2月29日(金)

(2) 種類 一般国道の新設	佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課においては、午前8時30分から午後5時30分まで。
(3) 規模	
ア 延長 約9キロメートル (全体延長約10キロメートル)、福岡県内延長約1キロメートル)	○ 三 田
イ 車線の数 4車線	
3 都市計画事業が実施されるべき区域 (自) 佐賀県佐賀市諸富町大字為重(県境) (至) 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字十五	●佐賀県三田郷 1町
4 関係地域の範囲 佐賀県佐賀市	佐賀県公用地の取得に伴う損失補償規程(昭和三十九年佐賀県訓令甲第三四二号)の一部を次のように改正する。
5 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間	平成二十年一月二十九日
(1) 縦覧場所	佐賀県知事 古川康
ア 国土交通省佐賀国道事務所調査第一課 イ 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課 ウ 佐賀県佐賀土木事務所明海沿岸道路整備室 エ 佐賀市建設部都市政策課 オ 佐賀市諸富支所建設課 カ 佐賀市川副支所建設課 キ 佐賀市東与賀支所建設課	各現地機関
(2) 縦覧期間	平成20年2月29日(金)から平成20年3月31日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に關する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除きます。
(3) 縦覧時間	国土交通省佐賀国道事務所調査第一課、佐賀県佐賀土木事務所、佐賀市建設部都市政策課、佐賀市諸富支所建設課、佐賀市川副支所建設課及び佐賀市東与賀支所建設課においては、午前8時30分から午後5時15分まで、

- 二 天然生林については、現在から伐期までの純収益の前価合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額を下回る場合
- 4 前項の場合においては、第一項第二号イ又はロによる額を補償するものとする。ただし、伐期における当該立木の価格から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。
- 5 第三項の場合であつて、かつ、第十七条第二項第三号に定める場合に該当するときは、第一項第二号イによる額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもつて補償するものとする。ただし、当該立木の現在価格から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。
- 第四十条に次の三項を加える。
- 3 伐期未到達立木で市場価格のあるものが次の各号のいずれかに該当し、かつ、やむを得ないと認められるときは、第一項の規定にかかわらず、当該立木を取得することができるものとする。
- 一 人工林については、伐期における当該立木の幹及び枝条部の価格の前価額、現在から伐期までの純収益の前価合計額及び第一項第三号による額の合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額と第一項第二号イによる額との合計額を下回る場合
- 二 天然生林については、現在から伐期までの純収益の前価合計額と第一項第三号による額との合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額を下回る場合
- 4 前項の場合においては、第一項第二号イ又はロによる額と第一項第三号による額との合計額を補償するものとする。ただし、伐期における当該立木の幹及び枝条部の価格と第一項第三号による額との合計額から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。
- 5 第三項の場合であつて、かつ、第十七条第二項第三号に定める場合に該当するときは、第一項第二号イによる額と第一項第三号による額との合計額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもつて補償するものとする。

だし、当該立木の幹及び枝条部の現在価格と第一項第三号による額の合計額から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前において現に土地等の権利者と協議中の損失補償については、この訓令による改正後の佐賀県公共用地の取得に伴う損失補償規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができるものとする。

申購
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年二月二十九日印刷及び発行
者 佐賀県知事 古川康行

印刷発行定期所
株 毎週月水曜日
古川総合印刷